

添付法令資料 3 :

ヌサンタラ国家首都における許可サービスの実施に関する
2024年3月13日付インドネシア共和国ヌサンタラ首都庁長官規則No. 2 (目次)
同月 26 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 権限 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 事業許可
 - 第 1 節 通則 (第 4 条)
 - 第 2 節 事業者に対する相談サービス (第 5 条及び第 6 条)
 - 第 3 節 事業許可の基本要件 (第 7 条)
 - 第 1 款 空間利用活動の適合性 (第 8 条ないし第 16 条)
 - 第 2 款 環境承認 (第 17 条)
 - 第 3 款 建築申請及び機能適合証明書 (第 18 条ないし第 32 条)
 - 第 4 節 部門別許可 (第 33 条)
- 第 4 章 投資のための設備
 - 第 1 節 土地に対する権利取得税に関する事業の便宜 (第 34 条)
 - 第 2 節 外国人労働者 (第 35 条)
- 第 5 章 非事業許可
 - 第 1 節 非事業許可の分野 (第 36 条)
 - 第 2 節 空間計画活動の適切性
 - 第 1 款 空間利用活動 (第 37 条ないし第 47 条)
 - 第 2 款 環境承認 (第 48 条)
 - 第 3 款 建築承認及び機能適合証明書 (第 49 条)
- 第 6 章 監督 (第 50 条)
- 第 7 章 行政処分 (第 51 条)
- 第 8 章 経過規定 (第 52 条)
- 第 9 章 終則 (第 53 条及び第 54 条)